国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
チ　リ	ペソ	94,000	65,000	35,000	35,000	9,000	15,000	15,000
ドミニカ共和国	ペソ	7,840	5,390	2,940	2,940	780	1,230	1,230
トリニダード・トバゴ	ドル	1,230	850	460	460	120	190	190
ニカラグア	コルドバ・オロ	4,690	3,230	1,760	1,760	470	730	730
ハイチ	グルド	8,330	5,730	3,130	3,130	830	1,300	1,300
パナマ	バルボア	195	134	73	73	20	30	30
パラグアイ	ガラニ	842,000	579,000	316,000	316,000	84,000	132,000	132,000
ブラジル	ヘアル	410	282	154	154	41	64	64
ベネズエラ	ボリバル	1,230	850	460	460	120	190	190
ペルー	ヌエボ・ソル	500	344	188	188	50	78	78
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,330	920	500	500	130	210	210
ホンジュラス	レンピラ	3,890	2,680	1,460	1,460	390	610	610
メキシコ	ペソ	2,530	1,740	950	950	250	390	390